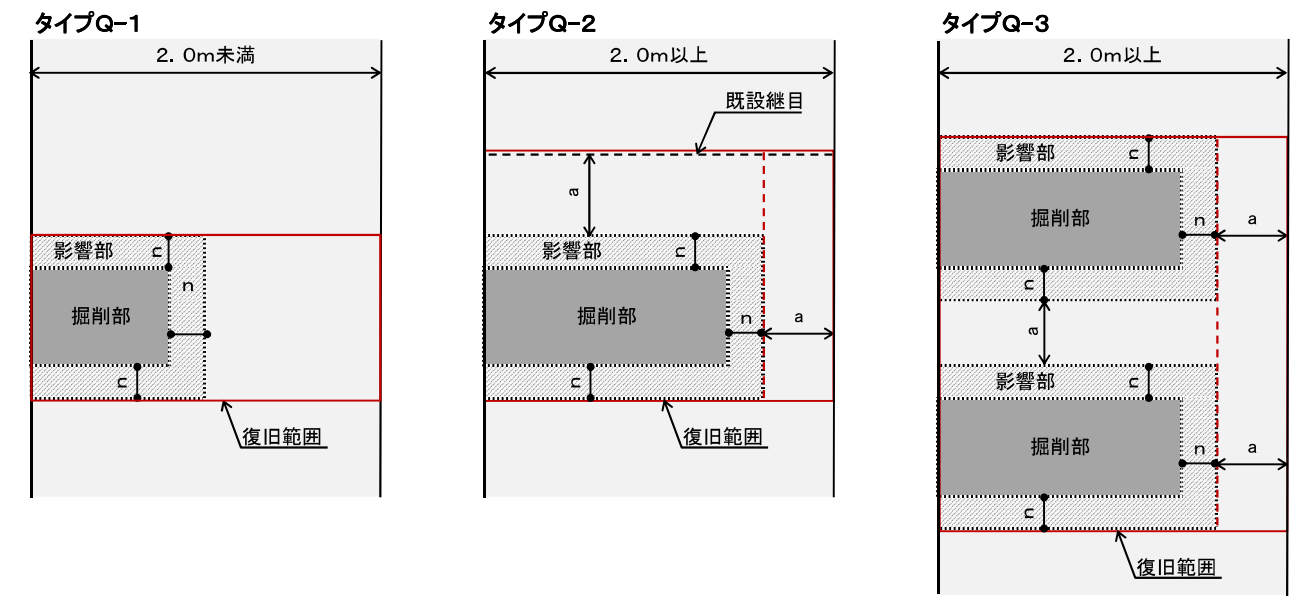


復旧範囲図③(歩道工事における復旧パターン)

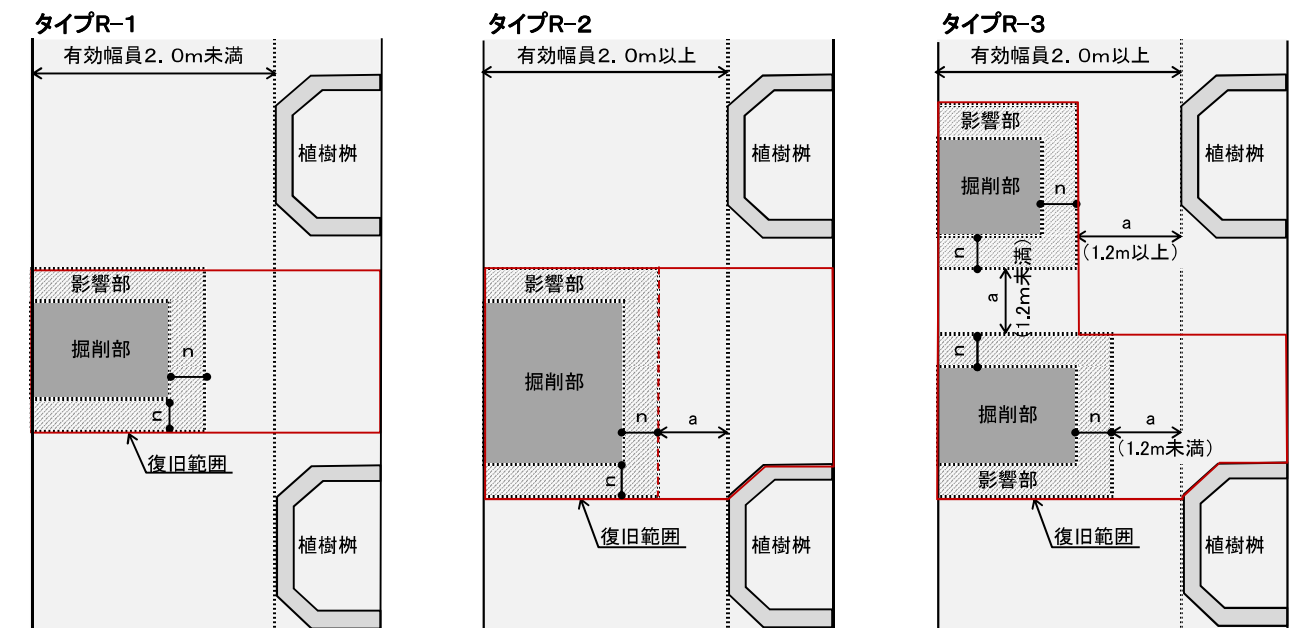
1)アスファルト舗装(一般部)

歩道幅員2.0m未満(アスファルト部)の歩道は、全幅員を復旧するものとする。ただし、絶縁線(側溝、既設舗装継目等)及び近接施工個所の影響部までの距離が1.2m未満のときは全幅員を復旧範囲とする。



2)アスファルト舗装(植樹樹等がある場合)

有効幅員2.0m未満(アスファルト部)の歩道は、全幅員を復旧するものとする。ただし、絶縁線(側溝、既設舗装継目等)までの距離が1.2m未満のときは全幅員を復旧範囲とする。



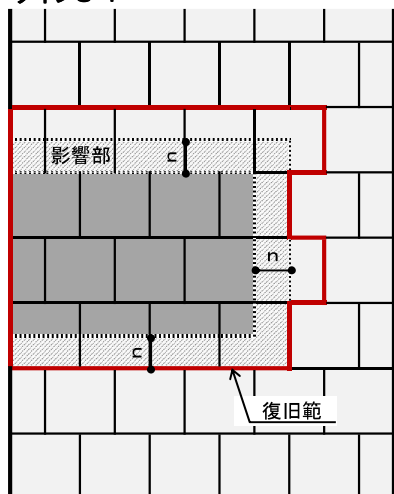
【注意】

- ①a=1.2m未満の場合は、絶縁線(側溝・既設舗装継目等)及び近接施工を復旧範囲とすること。
- ②a=1.2m以上の場合は、影響部(--- 点線)まで復旧すること。ただし、aの範囲内に凹凸等があり、通行支障となる場合又は道路管理者の指示があったときは全幅員を復旧範囲とする。
- ③既設歩道の表層厚がt=3cmのときは、計画表層厚t=4cmにあわせて不陸整正すること。

3)コンクリート平板及び特殊ブロック舗装等

コンクリート平板及び特殊ブロック舗装等については、影響部分にかかるブロックを復旧範囲とする。

タイプS-1



タイプS-1

